

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）における局内運営審議会（会議の名称は問わないが、竹原支局管内で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案に係る現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含む）の議事録（対象期間は、平成15年4月1日以降、当該開示請求書に係る開示決定日までに開催されたものとします。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、異議申立人等が行っている砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用等の申請に関する竹原支局内の方針決定、その後の対応策の検討などの協議が、局内の関係部署の間では全く開催されておらず、担当者の裁量に委任されているとも受け取れる内容の処分である。
- (2) 開示請求の対象範囲は、竹原支局内の全ての不服申立てや苦情であるにもかかわらず協議録が全く作成されていないという不自然な行政の実態に関する疑義に関して、本件処分に過失があったのであれば、該当する局内の協議録を速やかに開示するよう要求する。
- (3) 理由説明の内容から判断すると、広島県の担当者には、絶大な裁量権が認

められており、また、上司は自らの責任を回避する手段として、詳細な事実関係についての記録を残さないという体質が長年にわたって踏襲されてきたものと思料される。

- (4) 竹原支局が不開示決定により隠匿した行政文書の全てについて、速やかに適法な開示を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

竹原支局管内で発生した苦情等については、担当部署において聞取票等を作成するとともに、所属長の決裁を得て対応策等を決定している。

また、必要に応じて、竹原支局関係部署による打合せを行い、対応策等を検討することとしているが、打合せ時の議事録は作成していない。

なお、竹原支局内の協議等についても、議事録は作成していない。

以上のとおり、本件対象文書は存在しないことから、条例第7条第2項により行政文書不存在通知を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年4月1日から本件処分の決定日（平成15年11月25日）までに開催された、竹原支局における局内運営審議会の議事録であり、この局内運営審議会は、会議の名称を問わず、竹原支局管内で発生している不服申立てや苦情が問題となっている事案に係る現状と対応策についての内容が議題となった協議会を含むとされている。

2 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に確認したところ、竹原支局においては、局内運営審議会という会議は存在せず、定期的な局内会議としては、課長職以上の会議があるが、それは行事予定の周知や連絡事項の伝達等を行うものであり、議事録を作成していないということであった。

また、実施機関によると、竹原支局における苦情等への対応については、担当部署において聞取票等を作成するとともに、所属長の決裁を得て対応策等を決定することとしており、必要に応じて竹原支局の関係部署による打合せを行い、対応策等を検討することとしているが、議事録は作成していないということであった。

当審査会において、県の関係規定である広島県文書等管理規則（平成13年4月1日規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年4月1日訓令第5号）を見分したところ、内部の会議や打合せの議事録の作成を実施機関に義務付ける規定は認められなかった。

したがって、実施機関がこれらの会議等の議事録を作成していなくても不自然又は不合理であるとは認められない。

なお、当審査会において、竹原支局が作成した県民等からの苦情に関する聞取票を見分したところ、聞取内容のほか、対応策を記載したものが含まれていたが、対応策を検討した審議経過等を記載したものは見当たらなかった。

以上のことから、本件対象文書を作成していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 29 (平成 24 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授